

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市計画課

許認可等の内容		租税特別措置法に基づく優良宅地の認定（連結法人）
根拠法令等及び条項		租税特別措置法第68条の6第3項第7号イ
標準 処理 期間	根拠条項	
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 令和 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	租税特別措置法、租税特別措置法施行令、租税特別措置法施行規則
	参考事項	土地譲渡益重課制度に係る優良宅地及び優良住宅認定事務に関する規則、優良宅地認定基準（昭和54年建設省告示第767号）
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>法令の規定において判断基準が言い尽くされているため、審査基準の制定は不要である。</p>	